

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	合同会社幸福	グループホーム 幸福	令和5年4月25日 (火)	共同生活援助	変更の届出等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていなかった。	○	変更届を提出した
					サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記載した記録をその都度作成し、利用者の確認を得ること。	○	利用者の確認を得るように様式を改めた
					内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載事項について変更があった場合は速やかに記載内容を修正するとともに、利用者への周知を行うこと。	○	重要事項説明書を改め、利用者への周知を行った。
					給付費の算定及び取扱い (基本報酬)	共同生活援助サービス費について、入院した者に係る基本報酬は算定できないため、該当する市町村に確認し、過誤調整を行うこと。	○	過誤申立を行った。
公益財団法人青年海外協力協会	J's ホーム南部 JOCA南部	令和5年7月13日 (木) 令和5年7月18日 (火) 令和5年7月20日 (木)	共同生活援助、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型	苦情解決	マニュアル、指針等が整備されておらず、職員への周知も行われていない。 また、過去の実地指導で指摘した事項にも関わらず改善がされていないため、至急改められたい。			
				虐待等の禁止				
				勤務体制の確保 (ハラスメント対策)				
				事故発生時の対応				
				勤務体制の確保	職員の出勤時間がほぼ毎日同時刻であり、不自然なものが多く見受けられるなど、従業員の勤怠管理が不適切。 また、打刻漏れがあった際、管理している者以外でも再入力ができる状態であり、情報の操作を誰でも行える状態である。 併せて、時間外勤務を行った場合に、適切な管理が行われていない。 勤怠管理が職種ごとに行われていない。			
				人員に関する基準	雇用契約書について、業務内容の記載が不適切である。 また、就労場所の明記もない。			
虐待の防止	重要事項説明書に虐待防止委員会の設置にかかる記載がない							

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査				共同生活援助	事故発生時の対応	実際に起こった事故に対する対応について、適切な対応が行われていない。 また、事故発生時の記録も不十分であり、再発検討及び再発防止策が全く講じられておらず、事例検討会の記録も取られていない。		
				生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型	サービス提供記録	利用者の確認印を月でまとめてもらっているなど、対応が不適切。		
					内容及び手続の説明及び同意	利用契約書について、不備が散見され、また運営規程と重要事項説明書の内容が一致しないものも散見されるため、契約書や重要事項説明書の意味を理解していないと思わざるを得ない対応である。		
					支援計画の作成等	個別支援計画について、日付を遡って利用者に同意をもらう、モニタリングを6カ月ごとにおこなっていない、利用者とその家族への確認の記録がないなど、不適切な処理が散見され、サービス管理責任者として支援計画の意味を理解していないと思わざるを得ない対応である。		
					給付費の算定及び取扱い (欠席時対応加算)	相談援助の記録がないにも関わらず請求している。		
					設備に関する基準	相談室について、冷暖房の空調は整備されておらず、換気扇のみであり、さらに狭隘である。 特性のある利用者の面談に適している環境とは到底言えない。		
					給付費の算定及び取扱い (訪問時支援特別加算)	支援内容及び支援時間が不明瞭なのにも関わらず給付請求している。		
				就労継続支援A型	相談及び援助	個別支援記録の記載内容が不十分である。		
					内容及び手続の説明及び同意	受給者証に事業所名の記載がないものが散見される。		
					運営規程	主たる対象者欄について、重要事項説明書と記載内容が一致しない。		
					サービス提供の記録	施設外就労の支援内容が不明瞭である。		